

**武蔵村山市国保財政健全化計画  
について（答申）**

**平成30年3月23日**

**武蔵村山市国民健康保険運営協議会**

## 1 計画策定の根拠

この計画は、国民健康保険法第82条の2に基づき、東京都が平成29年12月に策定した東京都国民健康保険運営方針に定められている赤字解消・削減の取組として、策定する必要があるものである。

## 2 検討経過

計画の策定に当たり、市長から平成30年3月5日付武発第2050号で「武蔵村山市国保財政健全化計画について」諮問があったため、本協議会において法定外繰入金の解消目標年次の設定、法定外繰入金を削減・解消するための手段の主要事項、法定外繰入金の削減目標を達成するための国民健康保険税の影響等について調査・検討を行った。

審議を行った結果、武蔵村山市国保財政健全化計画について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。